

# 本年10月から幼児教育・保育の 無償化が始まります！

## 対象者は？

3～5歳児の方については、保育の必要性、利用施設等によって、適用されるか決まります。

(概要は下表のとおりです)

0～2歳児までの方については、**住民税非課税世帯の方のみ無償化の対象となります。**

## 保育の必要性

保育の必要性とは？

保護者の就労、疾病、障がい、妊娠・出産等により、日中家庭で子どもの保育ができないと認められる状況のことです。

なお、保育の必要性が認められるには**市への申請が必要**です。(すでに保育所等へ通っており、認定をお持ちの方は申請不要)

### 保育所(園)、幼稚園、認定こども園を ご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦等)	保育の必要性あり (共働き家庭等)
保育所(園) 公立、民間	—	無償
認定こども園 カトリック	無償	
幼稚園 つくし、睦の園	無償 ※満3歳以上の子どもが対象	

### ※認可外保育施設等のみを ご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦等)	保育の必要性あり (共働き家庭等)
認可外保育施設等 (なお、認定こども園や幼稚園を利用している場合は、そちらの保育料が無償化の対象です。)	対象外	無償 (3～5歳児:37,000円/月まで) (0～2歳児:42,000円/月まで、ただし住民税非課税世帯)

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設や保育所の一時預かり等です。

### 幼稚園等の預かり保育を ご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦等)	保育の必要性あり (共働き家庭等)
預かり保育 (幼稚園または認定こども園)	対象外	無償 (11,300円/月まで) ※満3歳クラスの住民税非課税世帯は、16,300円/月まで

### 対象となる3歳児って？

満3歳になって初めての4月1日を経過した子ども(=3歳児クラスの子ども)が対象となります。**ただし、幼稚園については満3歳以上の子どもが対象となりますのでご注意ください。**

裏面も見てね！



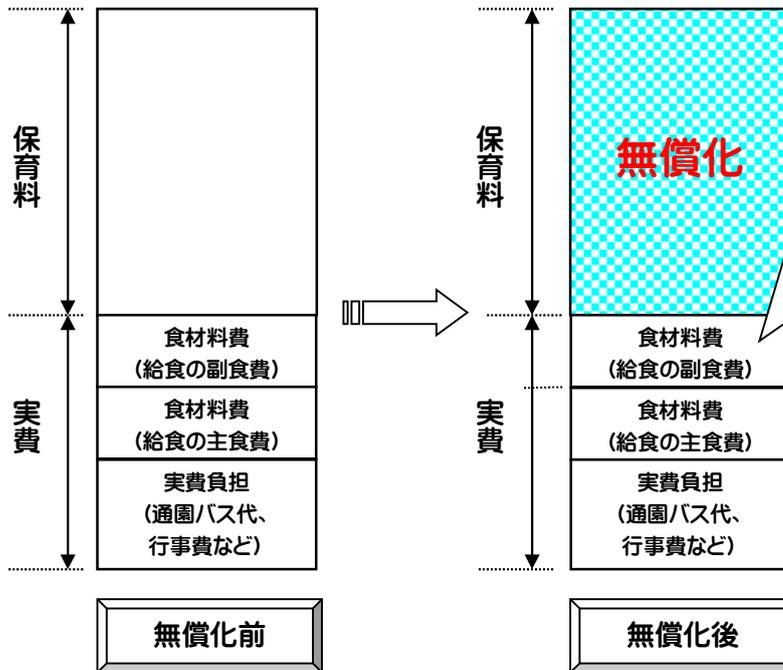
**3歳～5歳児の費用のイメージ(0～2歳児は無償化前の2号認定と同様に変更ありません。)**

保育料及び保育所の給食材料にかかる費用（給食費：副食）については、これまでも保育料に含まれており、国は無償化以後もその費用を保護者が負担することとしておりますが、**根室市では、子育て環境の一層の向上を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減などを図るため、独自に軽減制度を設け、保育所（園）・認定こども園（保育利用）に通う世帯については、主食費を除く「副食費」を無料化します。**（詳細は下記をご覧ください。）

**1号認定子ども(教育利用・3歳以上の子ども)**

●該当する施設

- ・幼稚園
- ・認定こども園(教育利用)



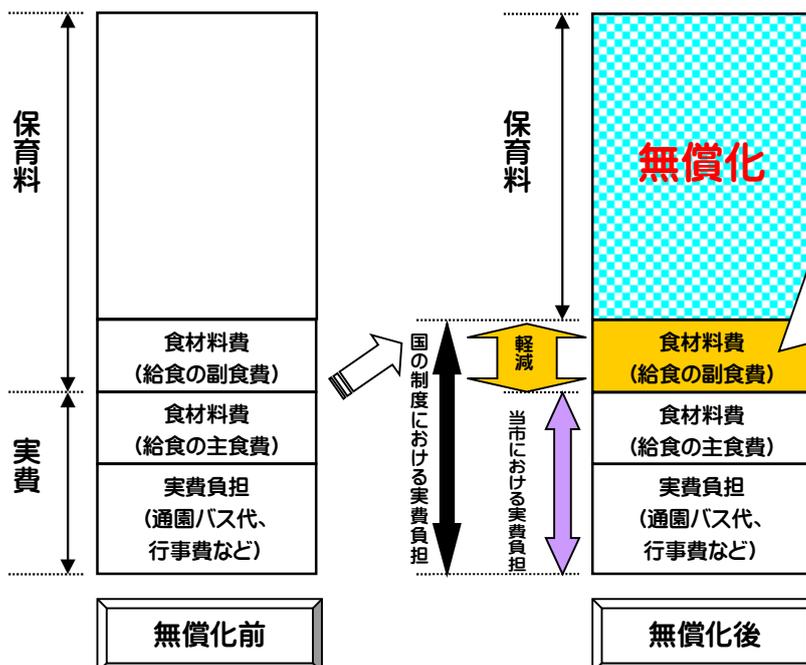
本年10月から年収が360万円未満の世帯、多子世帯に限り月額4,500円まで、国の副食費無料化の対象となります。  
(市の第3子以降保育料無料化事業の対象者も市独自の副食費無料化の対象です。)

※これらの副食費無料化対象にならない方は、これまでと同様に給食費をご負担いただきます。

**2号認定子ども(保育利用・3歳以上の子ども)**

●該当する施設

- ・保育所
- ・認定こども園(保育利用)



本年10月から根室市は、国の副食費無料化対象外の世帯で、副食費の支払い(月額4,500円まで)が必要となる世帯についても、市独自に軽減制度を創設しますので、保育所(園)、認定こども園(保育利用)に通う世帯は、副食費が所得等に係らず無料化となります。

【お問い合わせ先】

根室市役所 こども子育て課 こども子育て担当 Tel:0153-23-6111 内線 2180・2186